

事務連絡
平成 30 年 2 月 28 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金（都道府県分）について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 122 条の 3 において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされました。その趣旨等については、「高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための新たな交付金について」（平成 29 年 12 月 25 日付け当課事務連絡）においてお示ししたところですが、今般この交付金についての交付方法等の詳細についての基本的な考え方について、現時点において下記のとおり整理したのでお知らせします。

当事務連絡の内容については平成 30 年度予算案に基づくものであり、その内容の確定は平成 30 年度予算の成立後に行われることを申し添えます。

なお、保険者機能強化推進交付金の仕組みは、市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村、都道府県において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が自治体の間で共有され、より効果的な取組に発展させていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。

記

第 1 交付額の算定方法等

1 交付額の算定方法

全都道府県を交付対象とする。各都道府県に対する交付額の算定方法は、各都道府県の評価点数を基準として、全都道府県の評価点数の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付する。

$$\text{各都道府県の交付額} = \text{予算総額 (※)} \times \frac{\text{当該都道府県の評価点数}}{\text{各都道府県の評価点数の合計}}$$

(※) 市町村分と都道府県分の合計で 200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約 10 億円程度とすることを想定している。ただし、都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

<国の予算科目等>

- (項) 介護保険制度運営推進費
- (目) 保険者機能強化推進交付金
- 補助率：定額

2 都道府県の取組を評価する指標、点数及び留意点等 別紙を参照すること。

3 留意点

- ・ 評価指標に基づき算出した交付予定額が実際に予定している経費よりも大きくなる場合には、所要額の範囲内で交付する。
- ・ 評価指標に基づき算出した交付予定額が、既存の補助金の平成 29 年度の補助実績 (※) を下回る場合には、平成 30 年度については、経過的措置として、平成 29 年度の補助額と同額を交付額とする。
※ 第 2 に記載のとおり、今回交付金の使途とする事業に対して既に補助されているものの合計額。具体的には、①介護給付費適正化推進特別事業、②介護予防市町村支援事業。
- ・ 各都道府県の取組状況については、公表することとしているが、その方法等については、追ってお示しすることとする。
- ・ 精算については、交付決定額を下回る事業実績（確定額）であった場合には、精算（差額を返還）することとするが、追ってお示しする。
- ・ 正式な交付申請は、保険者機能強化推進交付金交付要綱（仮称）をもって、平成 30 年度中に実施するものとする。

第2 交付金の使途

交付金の使途等についての詳細については、今後交付要綱等においてお示しすることとするが、その使途として主に以下のものが考えられる。なお、従前の①介護給付適正化推進特別事業及び②介護予防市町村支援事業で実施していた事業については、平成30年度から本交付金の中で事業実施することとする。

(事業の例)

項目	事業の例
(1) 総括的事項	都道府県向け中央研修を踏まえた市町村が保険者機能を発揮するための総括的研修、現地支援 等
(2) 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援	市町村に対する、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した現状分析・地域の特徴把握等、介護保険事業計画の策定及び評価に関する支援 等 (例) ・ 市町村職員への研修 ・ 現状分析や課題把握に係る保険者へのアドバイザー派遣
(3) 自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援	自立支援・重度化防止等に資する地域ケア会議や効果的な介護予防を実施するための市町村支援 等 (例) ・ 地域ケア会議に関する研修、現地へのアドバイザー派遣 ・ 介護予防従事者に対する技術的支援
(4) 生活支援体制整備の推進	生活支援体制整備に関する市町村支援（人材育成、相談・助言、情報共有の推進） 等
(5) リハビリテーション専門職等の活用支援	リハビリテーション専門職等の広域派遣調整等を行い、市町村事業を支援 等 (例) ・ 都道府県医師会等関係団体と連携して行う、市町村に対するリハビリテーション専門職等の人的支援の体制等について関係団体との協議会の開催や派遣体制の構築・運営 ・ 派遣に際して必要となる基礎知識についての研修会の実施
(6) 介護給付費適正化事業の推進支援	市町村に対する給付費適正化事業の実施支援 等
(7) その他市町村のニーズに応じた支援	在宅医療・介護連携等、自立支援、重度化防止に向けて市町村を支援するために、各都道府県において

また、①施設整備関係、②介護給付費・地域支援事業・所得の低い方への第1号保険料の軽減強化・財政安定化基金に係る都道府県負担分や地域医療介護総合確保基金に係る都道府県負担分など、介護保険制度において負担することとされている経費等には、交付金を充当できない。

また、交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるものとなる。

第3 スケジュール

現時点では、今後のスケジュールとして以下を予定している。

- 平成30年3月 都道府県へ評価指標の該当状況の回答依頼（6月〆切）
併せて都道府県へ所要額調べを実施（6月〆切）
- 8月 都道府県毎に交付金を按分し都道府県へ内示額を提示
国から都道府県へ評価結果を提示
- 9月 各都道府県による交付申請
- 12月 交付決定

平成30年度保険者機能強化推進交付金(都道府県分) に係る評価指標

I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、当該都道府県及び管内の市町村の地域分析を実施し、当該地域の実情、地域課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。</p> <p>※単に見える化システムのデータを共有しているだけでは課題把握とはいわない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、地域分析を実施している（単に地域包括ケア「見える化」システムのデータ等を閲覧するのではなく、分析が必要） ・ 有識者を交えた検討会を開催し、地域分析を実施している ・ 地域分析を元に、各市町村における課題を把握している ・ 現状分析や地域課題を保険者と共有している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の市町村の支援に関し、まずは、その前提として地域分析、地域の実情把握、地域課題を把握する取組を行っていることを評価するもの。 	各15点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の事業実施に当たっての地域分析、地域課題の把握等であることが必要であるため、平成29年度に実施したものが対象。（平成30年度に実施したものであっても構わない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり給付費（費用額）（年齢等調整済み）、要介護認定率（年齢等調整済み）、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っているものが対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①分析に活用したデータ、②分析方法（全国その他の地域（具体名）との比較や経年変化（具体的年数）の分析等）、③当該地域の特徴、④その要因を記載。（例示で可） ・上記について、既存の資料（第7期介護保険事業支援計画やその検討のための審議会資料等）がある場合には当該資料の該当部分の資料で可 ・保険者との共有については、どのように共有しているかを概要を記載
②	<p>保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況を把握し、管内の保険者における課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各保険者へ出向いて意見交換を行う、各保険者の取組状況を把握している ・ 保険者間の情報交換の場の設定により各保険者の取組状況を把握している ・ その他各保険者へのアンケート等により各保険者の取組状況を把握している ・ 保険者向け評価指標の結果を用いて、各保険者の取組状況を分析している ・ 把握した各保険者の取組状況を保険者と共有している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記と同様に、管内の市町村の支援に関し、まずは、その前提として管内市町村で実施している自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況を把握する取組を行っていることを評価するもの。 	各15点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の事業実施に当たっての地域課題の把握等であることが必要であるため、平成29年度に実施したものが対象。（平成30年度に実施したものであっても構わない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険者向け評価指標の結果を用いて、各保険者の取組状況を分析している」については平成30年度は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握方法及びその内容の概要を記載 ・保険者との共有については、どのように共有しているかを概要を記載
③	保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組に関し、都道府県の支援に係る保険者のニーズを把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の市町村の支援に関し、市町村のニーズを把握するための取組を行っていることを評価するもの。 	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の事業実施に当たってのニーズ把握であることが必要であるため、平成29年度に実施したものが対象。（平成30年度に実施したものであっても構わない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでは、都道府県として市町村からの要望を把握している場合のみならず、地域分析等を元に、管内の市町村のニーズを把握している場合も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの把握方法及び内容の概要を記載
④	現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえて自立支援・重度化防止等に係る保険者への支援事業を企画立案しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の①～③を踏まえた市町村支援に関する事業であることを評価するもの。 	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の事業実施に当たっての企画立案であることが対象 		<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえて支援事業を企画立案したかの概要を記載
⑤	当該都道府県が実施した保険者支援に関する取組に係る市町村における効果について、把握し評価を行ったうえで、保険者と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のPDCAサイクルによる評価により、より効果的な事業へと改善していく取組を評価するもの。 	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に実施した事業についての評価を行っていることが対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が過去に行つた事業について、市町村においてどのような効果があったかを把握していることが対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の概要や保険者との共有方法等について概要を記載

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
⑥	管内の市町村の介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援・重度化防止等に資する市町村の支援のための施策について、目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	・ 2025年に向けた長期的な重点施策に基づき、事業を実施することを評価するもの。	15点	・平成30年度の評価時点(6月目途)における状況が対象	・ 介護保険事業支援計画に記載されていることを必ずしも求めるわけではありませんが、何らかの方法により公表されていくことが必要	・内容の概要及び公表方法を記載

II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容

(1) 保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	保険者による地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析、介護保険事業の策定に係り、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ・ 市町村への研修事業を実施している ・ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している ・ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	・ 厚労省で行っている地域包括ケア「見える化」システムの活用方法の研修や、「地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」を活用しつつ、保険者への研修等の事業を行うもの。	各10点	・平成30年度に実施予定の事業が対象		・実施する事業内容・計画を記載

(2) 地域ケア会議・介護予防

	評価指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	地域ケア会議に係り、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ・ 市町村、地域包括支援センターの管理職・管理者に対して研修会等を実施している ・ 都道府県医師会等関係団体と協力して、郡市区医師会等関係団体の管理職・管理者に対して研修会等を実施している ・ 介護関係者等の管理職・管理者に対して研修会等を実施している ・ 市町村・地域包括支援センターの担当者に対して研修会等を実施している ・ 都道府県医師会等関係団体と協力して、郡市区医師会等関係団体の担当者に対して研修会等を実施している ・ 介護関係者等の担当者に対して研修会等を実施している ・ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している ・ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	・ 地域ケア会議について、多職種等が連携して、利用者の自立支援、重度化防止等に資する検討が行われるよう、保険者への研修やアドバイザー派遣、その他の事業を行うもの。	各10点	・平成30年度に実施予定の事業が対象	・管理職・管理者とは、市町村や地域包括支援センター、郡市区医師会等関係団体、介護関係者等のトップ層を想定 ・担当者とは、地域ケア会議に出席する者を想定	・実施する事業内容・計画を記載
②	一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ・ 介護予防に従事する市町村職員や関係者に対し、介護予防を効果的に実施するための技術的支援に係る研修会等を実施している ・ 介護予防を効果的に実施するための実地支援等を行うアドバイザーを養成し、派遣している ・ その他介護予防を効果的に実施するための必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	・ 介護予防について、通いの場や介護予防を効果的に実施するための保険者支援に関する事業を行うもの。		・平成30年度に実施予定の事業が対象		・実施する事業内容・計画を記載

(3) 生活支援体制整備等

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>生活支援体制の整備に関し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行うために必要な事業を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成している ・市町村、NPO、ボランティア、民間事業者等を対象とした普及啓発活動を実施している ・生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化のための事業を実施している ・好事例の発信を行っている ・市町村による情報交換の場を設定している ・生活相談支援体制の整備に関する市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言を行っている ・その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う生活支援体制整備に関し、それぞれの地域の抱える課題に応じて、都道府県としてこれを支援するための事業を行うもの。 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に実施予定の事業が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、生活支援体制整備事業を通じて、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一體的に取り組んでいる。 市町村がそれぞれ適切に取組を進めるためには、都道府県が、広域的支援の観点から人材確保や普及啓発等を行うことが重要であり、これらの事業を行っていれば、それを評価対象とする。 ・相談窓口は、市町村からの相談に応じられるものであればよいが、明確に、相談を受け付けるための連絡先として市町村に周知されていることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業内容・計画を記載

(4) 自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用

	評価指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の人的支援を関係団体と連携して取り組んでいるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県医師会等関係団体と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制について協議会を設けている ・都道府県医師会等関係団体と協議し、リハビリテーション専門職等の派遣に関するルールを作成し、派遣調整をする機関を設置している ・リハビリテーション専門職等を派遣する医療機関等を確保している ・市町村に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している ・リハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している ・市町村に対して、リハビリテーション専門職等の派遣にかかる体制や活用方法について周知している ・リハビリテーション専門職等を地域ケア会議や通いの場等に派遣している実績がある ・その他、リハビリテーション専門職等の職能団体との連携に関して必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援、重度化防止等を推進する観点から、リハビリテーション専門職等との連携が重要。 ・こうした団体との調整等に�し、都道府県として事業を行うもの。 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に実施予定の事業が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・「リハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している」については、都道府県医師会等関係団体が開催する研修会に経費を助成している場合も含む。 ・本評価指標では地域リハビリテーションに係る実績のみを対象とし、介護報酬上規定されているリハビリテーション専門職等が関わる加算等による実績は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業内容・計画を記載

(5) 在宅医療・介護連携

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>在宅医療・介護連携について、市町村を支援するために必要な事業を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータの提供をしている ・地域の課題分析に向けたデータの活用方法に対する指導・助言をしている ・医師のグループ制や後方病床確保等広域的な在宅医療の体制整備の取組を支援している ・切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制整備に関する事例等の情報を提供をしている ・広域的な相談窓口の設置や相談窓口に従事する人材の育成に取り組んでいる ・退院支援ルールの作成等市区町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関して支援を行っている ・入退院に関わる医療介護専門職の人材育成に取り組んでいる ・二次医療圏単位等地域の実情に応じた圏域において、地域の医師会等の医療関係団体と介護関係者と連絡会等を開催している ・在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供を市町村に対して行っている ・在宅医療・介護連携推進のための人材育成を行っている ・住民啓発用の媒体を作成し、市町村が実施する普及啓発の支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携については、関係団体との調整や広域的な調整について、都道府県の役割が重要。 ・都道府県が在宅医療・介護連携に關し、関係者の連絡会等、保険者の支援事業行うもの。 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に実施予定の事業が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータ」については、レセプトや既存の統計資料、アンケート調査で得られるものなど多岐にわたり、市町村での取組内容等にあわせて多種多様なものを想定。具体的なものについては「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」のP.9を参照。 ・「人材育成」については、特定の職種は想定しておらず、多職種のいずれかを想定。なお、コーディネータも含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業内容・計画を記載

(6) 認知症総合支援

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、市町村の取組の把握等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策に関する取組(※)について、各年度における都道府県の具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、進捗状況について点検・評価している。 ※早期診断・早期対応の連携体制等の整備、認知症対応力向上研修実施・認知症サポート医の養成・活用、若年性認知症施策の実施、権利擁護の取組の推進等 ・市町村の認知症施策に関する取組(※)について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握したうえで、市町村の状況の一覧を作成し、その状況を自治体HPに掲載する等公表している。 ※認知症初期集中支援チームの運営等の推進、認知症地域支援推進員の活動の推進、権利擁護の取組みの推進等、地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成・活用本人・家族への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の推進に關し、都道府県として現状把握、計画策定、評価点検等を行うもの。 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定については、平成30年度の評価時点における状況が対象。点検評価については平成30年度の予定 ・全市町村の取組状況の把握等については、平成30年度の評価時点における状況が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かならずしも介護保険事業支援計画に記載されている場合のみでなく、他の手段により策定、公表されている場合も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容の概要を記載 ・点検評価の実施時期を記載 ・2つ目の項目については、市町村の状況について概要を記載

(7) 介護給付の適正化

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>介護給付費の適正化に関し、市町村に対する必要な支援を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療情報との突合」「縦覧点検」の実施を支援している(国保連への委託に係る支援を含む) 国保連の適正化システムの操作研修や実地における支援を実施している ケアプラン点検に関する研修や実地における支援を実施している 保険者の効果的な取組事例を紹介する説明会等を実施している その他、都道府県として市町村の実情に応じた支援を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付の適正化については、従来から都道府県の計画策定を推進しており、都道府県が重要な役割を担っているところ。 各種適正化事業に係り、都道府県が事業を行うもの。 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施予定の事業が対象 		<ul style="list-style-type: none"> 実施する事業内容・計画を記載

(8) 介護人材の確保

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>2025年及び第7期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年、第7期計画期間における介護人材の推計を行っている 定量的な目標及び実施時期を定めている 	<ul style="list-style-type: none"> 介護人材の確保について、都道府県として、将来推計や目標の設定等を行うことを評価するもの 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> 第7期計画期間における推計や目標の設定であるため、平成29年度に実施したもののが対象。(平成30年度に実施したものであっても構わない) 		<ul style="list-style-type: none"> 推計値、目標及び実施時期の概要を記載
②	<p>介護人材の確保及び質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の新規参入や、復職・再就職支援策を実施している 都道府県として、介護ロボットやICTの活用に向けたモデル事業等の推進策を実施している その他、人材確保・質の向上に向けた取組を実施している 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や将来推計を踏まえつつ都道府県が介護人材の確保や質の向上に向けた事業を行うもの 	各10点	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施予定の事業が対象 		<ul style="list-style-type: none"> 実施する事業内容・計画を記載

(9) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	(1)～(8)の他、自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組について、管内の市町村の現状を把握した上で、必要な取組を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題に応じて、都道府県が様々な事業を構想し実施するもの 	10点	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施予定の事業が対象 	<ul style="list-style-type: none"> (1)～(8)以外に地域の課題に応じて実施している取組が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 実施する事業内容・計画を記載

III 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	・管内市町村の評価指標の達成状況を評価するもの	各10点	—	・平成30年度は対象外	
②	(要介護認定等基準時間の変化) 管内市町村における一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどうになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価)	・要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの	10点 ※ア又はイのどちらかに該当すれば加点	(1)平成29年3月 →平成30年3月 の変化率 (2)平成29年3月 →平成30年3月 と平成28年3月 →平成29年3月 の変化率の差	・県内でデータが提出されている市町村全体の平均値の意 ・上位5割の都道府県に配点 ・要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う	・厚労省において統計データを使用
③	(要介護認定の変化) 管内市町村における一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどうになっているか。 ア 時点(1)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価) イ 時点(2)の場合〇% (全保険者の上位5割を評価)	・要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの	10点 ※ア又はイのどちらかに該当すれば加点	(1)平成29年3月 →平成30年3月 の変化率 (2)平成29年3月 →平成30年3月 と平成28年3月 →平成29年3月 の変化率の差 ※交付申請のスケジュールを踏まえ「4月」は変動する可能性あり	・県内でデータが提出されている市町村全体の平均値の意 ・上位5割の都道府県に配点 ・要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う	・厚労省において統計データを使用